

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年10月29日

時 間：午前10時00分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午前10時

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
税務課長	阿久津守雄
参健康福祉課長兼	渡辺清治

参事官兼 生活環境課長	緑川	富男	
産業振興課長兼 農業委員会長	三瓶	保重	
都市整備課長	高野	善男	
教育総務課長	猪狩		隆
総務課主幹兼 課長補佐	菅野	利行	
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺	弘道	
生活支援課課長 補佐兼係長	三瓶	直人	
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力損害対応 室長	森本	英雄	
環境省福島環境 再生事務所除染 推進チーム長	森谷		賢
環境省福島環境 再生事務所 県中・県南支所長	黒澤		純
環境省福島環境 再生事務所 放射能汚染対策課	松永	暁道	
環境省福島環境 再生事務所 放射能汚染対策課	近藤	慎吾	

#### 職務のための出席者

事務局長	角政實
事務局庶務係長	原田徳仁

#### 付議事件

##### 1. 要望活動についての経過と今後の対応について

## 2. その他

## 開 会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は14名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

次に、職務のための出席者は議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は非公開で進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、非公開にすることに決します。

それでは、マスコミの皆さんには頭振りのみでお願いいたしたいと思います。

ここで、町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集理由の説明をお願いいたします。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。大変遠いところ、早朝より全員協議会にご出席をいただきました。まことにご苦労さまでございます。

今回の全員協議会につきましては、先ほど議長のほうからもお話がございましたが、過般の10月15日の政府、国等に対する、議決を受けました災害復興計画書、さらには5年間帰還できないという宣言書も含めて全員で要望、要請活動をしたわけでございます。その要望活動につきましては、ご案内のように皆さんもいろいろ感じられたと思いますが、今までよりは若干政府の我が町の考え方については理解は進まっているのかなというふうには私も感じました。しかしながら、今後この問題についてはしっかりと議会と町執行部が一丸となって密度の高い協議をしながら、今後の対応については速やかにもう解決してこれから町民にも発信しなければならないというふうな考え方を立って、過般議長とも協議して一致しましたので、本日に至ったわけでございます。今後の内容につきましては、後ほど付議事件のときに詳しく私のほうから説明、また考え方を示させていただきますが、またそのほか

に除染の事前調査、これも目前に迫っている問題があるやに國のほうからも説明がございますが、本日は賠償の担当の森本室長、それから環境省の森谷チーム長、ご両名につきましてきょうは出席を求めておりますので、どうかいろいろご議論をいただきまして、前段の中で、これが終わった後に今後の2つの付議事件につきましては詳しく話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして私の挨拶といたします。

よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

暫時休議をいたします。

休 議 (午前10時05分)

---

再 開 (午前10時05分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

議員の皆さんにお諮りいたします。付議事件に入る前に、過日の新聞報道でご承知のことと思いますが、経済産業省が既に公表している賠償基準から一部文言を変更し、その資料を他自治体での住民説明会で配付した件について経済産業省より説明を求めることがございますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、既に公表している賠償基準から一部文言を変更し、その資料を他自治体での住民説明会で配付した件について経済産業省より説明を求めるに決します。

暫時休議をいたします。

休 議 (午前10時06分)

---

再 開 (午前10時07分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

それでは、経済産業省より資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室

長の森本英雄さんにおいでいただきしておりますので、挨拶を兼ねまして賠償基準から一部文言を変更した件についての説明を求めます。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

資源エネルギー庁で原子力賠償を担当しております原子力損害対応室長の森本でございます。おはようございます。いつも大変お世話になっておりますし、賠償のことに関しましては皆様方にいろいろとご不自由な点、ご不便な点、住民の方を初めおかげしておりますこと、この場をかりておわび申し上げます。

本日は、我々の住民説明会等で使用しております新しい賠償基準につきまして、富岡町で使った資料と、それからその後の説明会、昨日も浪江町の説明会私も行ってまいりましたが、その違いについてご説明をするために参上いたしました。既に内容については皆様ご存じだと思います。それから、先日23日の福島民報にも報道されました。それで、まず最初に資料の変更につきまして、議会を初め皆様方に混乱、ご心配をおかけしましたことをまずもっておわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

それで、今ちょうどもうお手元に資料を準備いただきしておりますので、該当ページの説明とその趣旨について、理由についてご説明を申し上げます。5ページのところでございます。

○議長（宮本皓一君） 森本室長、どうぞ着席して結構です。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

はい、わかりました。5ページ今お開きいただいておりますが、この資料全体については今回の新しい区域見直しに伴って賠償紛争審査会が追補と呼ばれておりますその考え方を示したことから、それに従って順次賠償を具体化していく中で考え方等を示したものとして使っております。この中の5ページの説明は、財物に関しまして、いわゆる帰還困難区域が全損である場合に、それ以外の区域を何年分といいますか、何カ月といいますか、それをお支払いするということを説明する部分でございます。その中で、これ東京電力が既に7月24日に報道発表をしておりますけれども、そのときの考え方といたしまして、特段見込み時期について設定がない場合は、ある意味では標準期間としてここに書いてありますように居住制限は3年、避

難指示解除は2年と、それから解除の見込み時期がある場合については見込み時期に応じてそれをお支払いするということを報道発表しておりました。富岡町でのご説明の資料は、それちょっと表現が変わっております。解除の見込み時期ということについての説明があって、その下に市町村の決定があれば、それを踏まえて決定、事前に特別の決定がない場合は先ほど申し上げた年数について記載があったところでございます。これを先ほど申し上げた解除の見込み時期がある場合、ない場合というふうに書き直した理由でございますが、実はこの資料をずっと説明会で使っておりまして、やはりこここの点に限らず説明する中でここをもう少し書き加えたほうがいいところあるいはもとの根っここの資料に返ればこちらのほうがより正確な表現、また既に一部1年分の、あるいは就労不能損害についてはもう少し長い期間ですが、一部一括賠償が始まっております。こうしたことを順次取り入れながら新しい説明会では使わせていただいております。そういう意味では随時資料は見直しをかけているところでございますが、殊こここの部分に関しましては、変更した理由は先ほど申し上げたとおりでございますが、東京電力のもともとの発表である場合とない場合というところに本来あったところ、それに根っこに返ってもう一回それを書いたということでございます。ただ、いずれにしましても、この解除の見込み時期ということに関して、これ賠償の私の担当直接ではございませんが、国と富岡町さんとの間でさまざまな議論が行われているところ、こうした変更を行ったことで皆様方に不信あるいは混乱を招きましたこと、町長からもこれは言われましたが、軽率であったというふうに反省しております。ただ、お許しいただきたいのは、やはり資料は常に我々のほう見直しをかけながら進めていかないと一番最初のものから全く変えられないということで、随時見直しをかけていかなければならぬということ、それから何よりもこの解除の見込み時期ということに関する考え方につきましては、これ先日も私どもの支援チームとも確認をしてまいりましたが、以前と何ら考え方は変わることがないということで聞いてきておりますし、この資料に関しましては私の部屋の責任でつくったものでございますので、賠償のところの観点から書かせていただいたということで、賠償の観点というか、その説明の観点から書かせていただいたということで、これまで支援チーム等が申し上げております解

除の見込み時期に関する考え方については一切変更ないということでございます。

一旦私の説明は以上でございますが、ご疑念の点あるいはご異議ある点等含めてお受けさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより皆さんより質疑を承りたいと思います。ありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今の森本さんの説明では、考え方は以前と何ら変わらないと、それと軽率で反省していると、そういう今お話をありました。それであれば、もとに戻すことは可能ですね。軽率で、軽率だったということと、あと私たちはこういった発表内容かなり不満あります。でも、これ発表したのは文科省の指針の追補だよ。東京電力が発表したって今おっしゃいましたけれども、国が発表しておいて東京電力のせいにする、これはちょっとおかしいよ。

〔「まず、その……」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 発言を求めてください。

森本原子力損害対策室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

まず、後半の理由の点でございますが、国が発表したのが7月20日、それと具体的な数字を示したのが東京電力が7月24日でございます。それで、これはある意味では一体のものといいますか、今回のこの基準につきましては先ほど安藤議員おっしゃったように文部科学省の審議会の審査会が定めた後具体化をする過程では、基準に関してはむしろ国がずっとつくってまいりました。したがって、国が発表したものを東電が発表したことに理由を寄せるという趣旨では全くございません。具体的な支払い方のところは東京電力の資料に書かれておりましたので、それを申し上げましたが、7月20日の国の発表、それから7月24日の東京電力の発表というのをより具体化したという意味では東京電力のほうが詳細になっておりますが、一体のものとしてございます。したがいまして、国が発表したということの変更理由を東京電力に寄せたいという趣旨というよりは、同じ一体のものとして私ど

もとしても考えております。

それから、軽率であったならばもとへ戻すのかという点でございますが、我々としても常時この資料は見直しているというところは先ほど申し上げたとおりでございます。その中で、やはり賠償のこの説明の中においては、解除の見込みの時期がある場合とない場合ということに関してやはり説明することが適切だというふうに一旦我々のほうで判断をいたしました。したがいまして、内容に関して市町村の決定があればそれを踏まえて決定という表現に別に変更があるわけでは、変更というか、決定方法に変更があるわけではございませんが、我々も検討の結果この新しいある場合、ない場合というふうにしたほうがより正確であるというふうに判断したものであるため、これを改めてもう一度戻すということは考えておりません。

それで、そのことに関して、我々は隨時見直しをかける中で、ではこの部分について変更をしたことが今回私こうやってお邪魔しておりますように既に説明したところに対して影響を及ぼすということについて配慮が足りなかったということに関しては責めに任じます。したがいまして、その点に関して軽率であったあるいは配慮不足であったということはおわびを申し上げている次第でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 国のほうでは、住民説明会、9月1日、2日でいわきと郡山で盛大にやりました。そのときは、この以前の市町村の決定があればこちらで国民に対して国は説明しました。ということは、国民に対してうそを言っていると、そういう結果になります。考え方方が以前と変わらないということであれば、書面でも何でも結構ですから、この文面とこの文面はイコールであるよと、そういうような、結局中身は変わらない。何でこういうことに富岡町はこだわるか。富岡町は、5年間帰らないと、制限区域も準備区域も困難区域と同じように全損賠償を受けるのだと、そういうようなことを町民に約束して国からオーケーもらったと、そういうことでやっているので、変えられないって簡単に言うけれども、一旦国が国民に約束しておいて変えられないと、そんなことは今さら聞ける話ではないから、考え方方が変わらないというのであれば、前の資料も今の資料も文面は違うけれども、中身はイコールだと書面で出してくださいよ。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

まず、今おっしゃった中で、5年で約束しているということに関して私のほうから、賠償の立場から5年で約束したことはございません。

それで、その上で今まだ解除の見込み時期について、最終的には災害対策本部長の決定になるというふうに私は承知しておりますが、その点に関して国と町の間で協議がなされているというふうに私は承知しております。その上で、この中身について変わらないということについて文書を出すかどうかは、私のほうでこの文章の作成責任者としてはそれは検討します。しかし、実質的なことを今おっしゃっている中で、その解除見込み時期について結論を示すような形でのことをもし示唆されておられるのであれば、それは私のほうからはできかねます。ただ、形は別として、この内容について、この賠償基準の説明のことから内容について変更がないということについては、ちょっと文章をどのように出すか考えたいと思いますが、ご相談させていただきます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 今、検討しますではなくて、はっきりと。僕、余計なところは言いません。誰の名前でいつ、あしたなのか、あさってなのか、それを答えてください。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

今回のこの相違につきまして、私がきょうこうやって全員協議会にお邪魔させていただいているということから考えれば、私から議長のほうにこの文面では変更ありませんということをお出しすることは可能です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） それがそれ相応の効力を発するということでいいのですね。ちゃんと省として。庁ではないのですよ。省ですよ。省としての文面ということでいいのですね。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

省としての考えは、私今ここではお答えしかねます。帰って相談せざるを得ません。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 何しに来たのですか。説明をして、自分たちが間違っている……間違っていないのでしよう。何にも変わっていないって答えました。変わっていないという、ただそれのことは、ではあなた方のところだけで変わっていないということで、省としては変わっているという取り扱いをしているのではないですか。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

先ほども申し上げましたとおり、この考え方について事前に支援チームとは相談をして、相談というか、確認をしてここへ参っております。しかし、申しわけありませんが、役所というのは紙を出す、出さない、しかもそれを省の名前で出せるか、省の考えとして出せるかということに関して極めて厳格に運用せざるを得ないということも事実でございます。したがいまして、先ほど私が申し上げましたように、私も原子力損害対応室長として管理職をやっております。その立場として、きょうここへ全員協議会の皆様にこの我々がつくった資料についての説明に参っておりまます。したがいまして、ここに何しに来たのだと言わわれれば、紙で約束をする、しないのために私が来たわけではございません。しかし、私が説明を、考えを示していることに関しては、私が責任を持って発言をさせていただいております。そのことと、紙を出す、出さないというところについてどういうふうにすればいいのか別途議長ともご相談をさせていただくということも必要かとは思いますが、省としての紙となると大臣の名前になります。そこに関しては、私は約束しかねます。しかし、私がきょうここへ来るということも大臣に個別には話はしておりませんが、資源エネルギー庁あるいは経済産業省の一員として来ておりますので、その意味で私の名前で議長にお出しすることは可能だと申し上げた次第でございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 今の言葉をはっきり言って信じることができないというのも、実際的にこの前新聞に出て、またこういうような発表出て、はっきり言って決まったものも出ていない。私たちはこの場でもし理解できたとしても、町民が理解しなければいけない。はっきり言って広範囲の、高年齢者もそうですが、ある程度理解できる方がいればいいですが、今の状態ここでも理解できないということは全体的に理解できないという形にとってもおかしくないと思うのです。だから、そのためになんと国としての説明が欲しいって言っているのです。それで、勝手に国は富岡との説明が違う形を他市町村に出してしまった。それだけでも不安であるし、なおかつこれから損害賠償を始めていく中に、私たちの生活的な不安があるこの足らない損害賠償のやつの中になおかつ不安感を与えるということは、あなたはどう思っていらっしゃるのですか。また、国はどう思っている。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 不安を与えるということに関して国はどう考えているかというふうに言われますと、ここのこの資料を先ほど申し上げた理由で変更したことの影響といいますか、不安を与えていたということに関しては、私個人として、私の部屋としては資料を作成する過程でよりこちらのほうがいいと判断したわけですけれども、それが結果として今おっしゃったようなことになっていることに関してはおわびを申し上げます。

それで、その上で先般町長、議長にもご説明を申し上げました。そして、きょう議会の皆様にもご説明を申し上げました。それでも信用できないあるいは理解できないということの、ある意味ではそれを担保するために、先ほど両議員からもお話をございましたが、紙にすべきではないかということかと思っております。したがいまして、それが役に立つのであればやりたいと思っておりますし、少しでもそれで一旦与えてしまった不安を払拭できるのであれば、あるいは払拭ができないにしても減ずることができるのであれば、先ほど申し上げたような形で議長に私のほうか

ら変更ありませんということで提出をすることを考えます。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 私が言っているのは、先ほど言ったようにやっぱり省庁としてちゃんとした決定ができて国民が、町民が安心してそのものを受けられると思うのですが、はっきり言ってそちらのつくっているところではできますが、省庁としてははっきりした判断ができないと、それは当たり前かもしれません、基本的に町民はこれ全部のことを決めるとは大臣が決めているのだと、だから大臣のちゃんとしたその署名が入った中の訂正文をもらうことによってまだ信じられる。ではないと、簡単に言うと賠償の内容も信じていいのですかという、これをもし納得したとしても信じていいのですかという、はっきり言えば誤解点からもう進んでしまうとそこは不安ではないですかって言っているので。だから、できないならできない、そういう理由をちゃんと言っていただく、また本当はできないのではなくてやる、ここで決定するべきではないですかと私は言っているのです。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

今おっしゃったその最後のところの今ここで決定すべき……ちょっと今十分理解しかねたところであるのですが、非常に難しい判断になるのは、おっしゃったようにこの資料は国として、全体として国としての説明というふうに住民は受けとめると、一方国の説明ってこれ以外にも多々ある中で、賠償の側からなるべく金額がわかるようにあるいはこういう考え方でやりますということを資料を作成しております。したがって、結果としてやはり縦割り的な説明になることはどうしても避けられないところでございます。なるべく説明のときにはそれを住民の方からすれば國の人間が来ているということで一本で説明できるように心がけてはいますが、どうしてもそこは縦割りにならざるところがあります。

今最後におっしゃったところに関して、ちょっとどのようにやるのがお答えになるのか、正直ちょっと今お答えできるだけの力はございません。済みません、私がちょっと理解しかねているところであれば、もう一度ちょっと言っていただくと何か私も案ができるかもしれません。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 決定ということでちょっと、もちろん言葉が違っていたと思うのですが、基本的にこの各議員の方たちが知りたいのは、その変わった理由をもちろん知りたいと思うのですが、その変わったことが同じであるということを本当の町民たちがわかるような方向をちゃんとここで示すべきではないかということと、それが文章はつくれますけれども、実際的にこれは簡単に言うと大臣が署名した経産省さんがつくった資料であるという、その信用あるものを本当にご提示をしていただきたいというのが町民の言葉だと思うのです。それがはっきりと、これは決めます、これはできます、これはできませんではなくて、ここに説明に来たということは最終的にそのことの判断もできるような形で説明していただかないと困るということを言っているのです。

○議長（宮本皓一君） 森本室長、この件については今後富岡町に国がいろいろと説明する機会がまた起きると思うのです。そういう場を使って富岡の町民に、文言は変わったけれども、効力は変わらないのだというものを説明できますか。

森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

今後の予定についてどういう説明があるかまだ決められてはおりません。しかし、私どもが今作業をしております財物賠償の関係が今手続進んでいます。それをご説明する場面というのが出てくることをこの先想定していることとしては考えております。そういう場でももちろん説明することは可能です。

先ほど来ちょっと議論になっている中で、私その紙を出す、出さないというところは役人として割と厳格に運用しているというふうに申し上げたのですが、一方で住民の方々に説明をするというのは、常に我々もすごく緊迫感を持って説明をしています。むしろ正直言って紙を出すよりもその場で説明することのほうが、後に言葉も残りますし、怖いなと思いつつ常に説明はしているところでございます。今議長がおっしゃったような形で説明をする場面があったときにその旨を説明することはもちろん私の責任をもってやりますし、そのときの議題に応じてかもしれません、前回の説明資料とこういうことについて違いがあったと、これこれこういうこ

とですということを説明することは可能です。

○議長（宮本皓一君） 議員の皆さんにお諮り申し上げますが、この後も国から説明のために呼んでおりますので、時間的にはちょっと切迫しておりますから、この紙を出す、出さない、それから説明をする、しないというものをおおよそあと、45分ころまでに切り上げたいと思いますが、そのようにご協力願いたいと思います。

〔「今いいですか」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） はい、いいですよ。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今何人かの議員さんがいろいろ質問した、それに対しての回答は理解はできます。ただ、経済産業省の大臣が例えば文章で出すとすれば、当然これ産業省の大臣が知っているものだと思うのですよね。そうすれば、訂正文出すとすればやっぱりトップの名前で出さなければ何の意味もないのです。だから、その辺をしっかりと踏まえて答弁していただきたいと思います。森本さんの訂正文もらっても何の意味もないですからね。

あとは、あの文章が変わっても中身は同じですって、これ中身同じに誰が見てもとれますか。当然とれませんよ、これは。解除見込み時期、市町村の決定があればそれを踏まえて決定するという文面で、富岡町は5年間帰れないから、一律賠償だよということを打ち出していったわけです。それを打ち消すための今度、これ浪江町に出ている文面ですか、それを全くなしにする文面でしょう、これ。浪江町に出ている文面を見ますと。それで同じ文面だ、同じ内容だつて、誰が見たって。どこで同じなのですか、これ。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

今おっしゃったように、この資料自体が同じかと言われば、それは違うというのは、私もそれは認識しております。そうではなくて、この解除の見込み時期に関して考え方方が変わらないということを申し上げております。

ちょっと同じことを言って申しわけないですけれども、原子力損害対応室がつくる資料としましては、解除の見込み時期がある場合とない場合に従って払う年数

が違いますということを本来、それが一番説明しなければならないことです。そのことについてまず場合分けをするということが本来、一番根っこに返ればそういうことであるので、したがってその本旨に返ったというところでございます。したがって、この文章自体があるいは資料自体、資料の中のこの表現自体意味するところ、意味するところといいますか、その文意が違うということは認識しております。したがって、だけれども解除の見込み時期に関して変更はありませんということ、それからこの資料を作成する過程でそういう訂正をいたしましたが、そのほかに意味は、他意はございませんということをきょう、申しわけありません、説明に参っている次第でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 解除の見込み時期の中身に関しては変わらないと言っているのは、あなたはこの文面で変わらないと言っているだけで、富岡町に説明したのは市町村の決定があればそれを踏まえて決定するということになっているから、大きく違うのです。そこが一番問題視されている部分なのです。そうでしょう。一番問題視されている部分をあなたは取り除いてきているのです。そこが理解できないのです。何でこれを同じ文面で載っけないのですか。ただ市町村の決定があればそれを踏まえて決定する、これは市町村に勝手に決定させるのではないよと、国も一緒になって協議した中で決めるのよってあなたは何回も説明の中で言っていますが、そんなことどこにも書いていないでしょう、これ。市町村の決定があればそれを踏まえて決定するって書かれているのだもの。そうでしょう。それをすっかり取り除いて、町には、市町村には任せられませんよって言っていると同じなのです。あなたが勝手にそういうものを次から次へ変えていくのです。意味は大きく違うのですよ。中身は大きく違うのですよ。それが中身変わらないって、解除時期は変わらないよって言っていますが、2年と3年と帰宅困難の5年は全く変わらないですね。ただ、市町村が決定して帰れない等踏まえればそれをのむという文面になっているのですよ、この今までの文面は。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

説明会の場で私の前任の守本、それから私自身も説明をした際に、ここでこの資料に基づいて説明する折には、インフラの状況等々踏まえて協議の上決定ということは説明の中に入れております。しかし、いずれにしましても、この表現が違うということ自体は私も承知、承知というか、認識しております。それは、もう先ほど来申し上げたとおりです。変わらないのは、賠償の前提になりますこの解除の見込み時期ということに関する考え方が変わらないと申し上げているところでございます。それを今後の賠償の説明の場で改めて説明させていただくと。その時期によって既に見込み時期は決定されているのか、されていないのか等々あるかもしれません、それを説明をさせていただくということで改めて町民の方に周知できるのであれば、それをやらせていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 同じことを何回言っても押し問答になりますが、解除見込み時期は変わらないというのはあなたの頭の中で変わらないだけの話であって、この文面からいくと大きく変わってくるのですからね。その辺をしっかり踏まえて、後々説明会のときに説明するということであれば、そのときじっくり聞かせてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 同じ質問なのですが、10月にいわき、郡山で住民説明会をしておりますよね。あの席……

〔「9月」と言う人あり〕

○9番（黒沢英男君） 9月。あの場面に森本さんはいましたですよね。どのぐらいなことを言われたか。町長まで責められているのですよ。今まで町は7月に具体的な再編作業に着手といったときに、8月には国側が一度承認していた、認めていたのですよね。この一律賠償、全損扱いというのを。これは、やはりなぜそれが……富岡町は、もう10月にもう5年間帰還しない宣言をしておりますよね。これに基づいて解除時期、これは同じことなのです。市町村の決定があればそれを踏まえて決定するという、これはもう当然経済産業省で認めた文章で、これを住民説明会に

も諂っているし、なぜこれを覆して。今回の浪江の資料を見ますと、これは国が決めるようなことの意味にとれるのですよね。解除見込み時期というのは国が決めるのだよと、町ではないよというような文面に捉えられるのですよね。これは、例えば富岡町でこの説明会を新たに設定した場合、この文章では通らないです。けんけんごうごう。それこそ何を言ついるのだというぐらいのことまで言われますよ。この文面の違いというのは、これは責任とつてもらいますよと。もうこれは本当にこの文面の違いというのは明らかなのですよね。これ例えば浪江さんはこれでどのぐらいまで、まだこれは説明しただけの話だと思うのですよね。葛尾村の新聞記事を見ますと、もうそれで賠償の、一括賠償というような、これは3年、5年というふうに決めて、6年もありますよね、それで決めますよというような……と同じなのですよね、考え方からすると。国が決めて、それに基づいて皆避難者は、町民はそれに従ってくれというような賠償の内容の記事なのですよね。これはちょっと我々としてはのめないし、町民に我々がどういうふうに説明したらいいか、これだけは責任持つてこの辺のことをもう一度検討してもらいたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

ちょっと今いただいたお話の中で、仮定の話を申し上げると適切かどうかわかりませんが、新しい資料のほうに国が決定というふうに書いてあるならば全くおっしゃったとおりだと思います。それを、その決定方法について新しく書いたわけではございません。この見込み時期に応じて決定というのは、賠償の金額を、金額というか、年数あるいは月数を決定するという場合でございます。そのもともとあった文章がなくなったということの違いから来るものはおっしゃるとおりでございます。しかし、新しい資料がある場合とない場合というふうに……済みません、子供のように同じこと言ってしまうのですが、した上で月数、それからそれに伴う金額が決定されるというところを表現したかったということでございます。

あともう一つ。賠償の立場から申し上げますが、全町一律賠償ということを認めたということは我々のほうでは認識しておりません。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） きのうは26日ですか、26日の福島民報を見ますと、民報、民友を見てみると、ここへちゃんと町は7月に具体的な再編作業に着手したもの8月国側が一度認めているというふうにちゃんと書かれているのです。これ皆さんみんな信じています、これは。なぜそれを私声を大にして言うかというと、5年間は富岡町は帰れないのです。帰還できない宣言をしているわけですよね。ですから、もう一律賠償、全損扱いというのは基本になっているのです。もう町民はそれをみんな信じているわけです。今ここで解除見込み時期に応じて決定とは書いてありますが、これはいかにこの除染、インフラいかに早くしても、富岡町の現状を見るとそんな簡単に帰れるなんていうことは考えられないのです。だから、この辺のことも、もう恐らくこれを住民説明会までまた行くのではないかと思うのですが、こういう文章であるのならば、これはちょっと聞くまでにはもうまだまだ行っていないのではないかというふうに私考えるのですが、その辺のことをもう一度森本室長のほうから。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） まず、住民説明会を開く段階ではない、それを説明しても仕方がないのではないかというようなこともいただきました。

その点は、次にどういう説明をするかというのは、このことだけで説明会を開くのではなくて、私先ほど申し上げた財物の今後の賠償の進展に伴って説明をする場面が出てくるのではないかというふうに考えております。ただ、それは具体的なやり方あるいはやらないかも含めて役場のほうとも相談をさせていただかなければいけない事項だと思っておりますし、今後の手続の進展に応じてそれは考えていくたいと思っております。

ただ、さっきおっしゃったその新聞に出ているということに責任を持てと言われるのは、私としてはちょっとできないことです。賠償の側は、あくまでも見込み時期が決まり、それからあるいは実際の避難時期が確定し等々のところに従ってお金を払っていくということが基本になっております。したがって、我々が解除、私が解除見込み時期を決定するわけではございません。したがって、先ほどの新聞に出

たことに関しては、最後は災害対策本部長なりの事項になると思いますが、町民の方がそれをもってもう信じているということと、それをこの資料の説明で払拭するあるいは訂正するということは、僕はちょっと必ずしもできることではないかなというふうに考えます。ただ、いずれにしても、その説明会なりを開くことになった場合に、そのときの状況を踏まえてどういう説明をするかは考えなければいけないことだというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 富岡町は、5年間の帰還しない宣言をしているわけです。ということは、5年間は戻れないということ。これは、再三再四もう同じことの、何十回、何百回町長は住民に説明しているか。これは、ということはもうその辺は全然頭の隅にもないのでしょうか。先般我々が政府のほうにいろいろと要望に行ってきましたが、誰ひとりとして大臣、この一律賠償、全損扱いというものに関して説明者がおりません。賠償に関しても余り話はしませんでした。増子政調会長代行がちょっとこの問題を賠償問題と区域再編問題は切り離して考えてもらいたいと、除染、インフラ整備とも切り離して考えてもらいたいということを言っていますが、我々はこの賠償問題を先にしないと、再編問題は本来進まなかつたのです、進められない。現実的に。だから、この辺の納得できる文章にしていただきたい限りはやっぱりちょっと納得できないと思います。住民も納得できないと思います。その辺最後に森本室長、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 私は、町長、さらに議会も5年は帰るのが難しいと、できないということを宣言している議決をしているということは十分承知しております。その上で、極めてセンシティブな、重要な問題だと、それは日々感じております。その上で申し上げざるを得ないのは、私どもがそれを決定する、賠償の側からそれを決定するということができないのも事実でございます。あくまでお金を払う東京電力が最終的にそれを払うというのは、その決定に基づいてお支払いするということはルールとして決めております。ですので、私のほうから今帰還見込み時期の決定の前に一律の賠償

を行いますということを言えないのも事実でございますので、その旨今のお答えをさせていただきます。

○議長（宮本皓一君） 時間ですので、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「いや、もう一点聞かして」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今9番さんから、新聞の中身の内容なのですが、国が一度も認めていない町内一律賠償って新聞載っているのですよね。森本さんは、「国は、そういうことは認めておりません」ってはっきり今答えましたよね。そういう中で、認めていないとすれば、この新聞報道が間違っているのかと思うのですが、はっきり認めていないということなのですから、もう一度ちょっとと答えてください。

○議長（宮本皓一君） 森本原子力損害対応室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君）

申しわけございません。その新聞の記事は、私はまず承知しておりません。今議員から話があった中でわかりました。

それで、したがって私のほうはさつき申し上げたように賠償金を払う側の立場なので、既に一律賠償で決まったとあるいはその区域の見直しを含めて解除見込み時期が決まったというふうに私が承知していないので、その旨を申し上げました。その解除見込み時期を決める最終的な権限者が本部長なり、そういうことであるのはご承知のとおりだと思いますが、そこからの指示も何も私は受け取っておりませんので、その旨を申し上げました。最終的に決める権限が私にないという意味では、その記事に関して認める、認めないの権限はございません。私はまだそういう指示を受け取っていないという趣旨で先ほどお答えいたしました。

○議長（宮本皓一君） 渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） この問題に対して私一番敏感になっているのは何でかというと、これ森本さんに対しての質問ではなくなるのですが、町長のほうから一律賠償を認めていただいたら一律賠償で富岡町いきましょうとなって、今議員が町民に言われていることは議員が悪いのだと、一律賠償も決まらない、区域割りも決まら

ない、何にも決まらないのは議員が悪いのだって言われているのです。そういう中で、一律賠償を認められないのであれば、一日も早く区域割りして帰れる場所は帰れるようになるのが我々の職務だと思っているのです。そういう中で駆け引き、やりとりしていますので、その辺をはっきりしていただかないと困ると。議員が悪い、議員が悪いと言われても、確かに悪い部分はあるにしても、その真意がどうもわからない部分がいっぱいあるのです。

町長は、実際この問題に関しては誰かから担保とった経緯あるのですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 私何回もこの件については住民説明会でも申し上げていますし、あと全員協議会でも申し上げています。日にちちょっと手帳には書いてありますけれども、あの日賠償基準の公表が公表されてから、その翌日私確認しているわけです。この件の。政府が決定する件。これは、富岡町からお願いした件、これでこの附帯事項はこれに明記したのですねって言ったら、「そのとおりです」と。改めてまた電話の次の日に私は6日、これ8月6日ですね、復興庁に行って伊藤審議官、今もおられます、復興庁に。経済産業省の審議官でございます。これは、間違いないですねということを直接ご当人にも確認した。電話でも確認した。そういう中で、その後の動きですから。だから、私はそんな無責任な話はできないでしょう、議会でも。それが政府が難色を示してきていると新聞で見たとおりであります。これから後の問題を今引きずっているわけですから。ですから、今回のこの見込み時期に応じてという文言は、私も大変これに憤りに思ったのです。それで、一昨日かな、来てもらって森本室長に確認したら、「中身は変わっていない。ただ、文言を変えた」と。文言の変更、その意図と背景は何なのだ、これ私追及しました。中身は全然変わっていない。であれば、こんな軽率なことあっていいのかと。何も文言訂正する必要なかったのではないかと、かなり厳しく私は森本さんとやりました。そのぐらいのことですから、今までの経過についてはしっかりと私は相手方との確認作業の中でこれを発信したわけですから、これは信用していただかなければならぬ。それがどこでどういうふうになったかというと、これは役人と、いわゆる政府が……そのすり合わせがどういうふうになったか、その辺の背景はわ

かりません。あるいはまた、隣接町との公平性ということでおっしゃった。それが結局そうなった関係で、それがだんだん、だんだん不透明感が増したというふうに私は想像しています。ですから、その辺も踏まえて、過去の経過については何回も私は申し上げたとおり、これは信じていただかなければなりません。でなかつたら私こんなに発信できませんよ。町長うそつきになりますから。ましてや議会、議員に対してもこんな迷惑かける、ないでしょ。これは私の責任になるのでしょうか。でも、全然それは私の責任でなくて、あくまでも国の今回の対応に非常に一貫性がないから、私は追及しているわけであって、これだけはひとつご理解と、もう信じていただきたいと、こう思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 全く町長の言うとおりなのです。森本さん、その辺をしっかりと踏まえて、こういう文言直すときには避難した自治体ときちっと相談をして直していくかないと。意味は全く同じですって言うのであれば、そういうこともきっちり直す、前提として直していくと、それで間違った文章だと思えば、それを訂正するとなればやっぱり大臣の文章できちっと訂正してくると。そういうことをきっちり踏まえてやっていただかないと困ります。今町長の話聞いて十分わかるでしょう、言っていること。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件については、住民説明会もいざれやらなければなりませんが、細かくブロック分けして、ただ時間的なかなりの、これまだあるので、一つの方法としては広報、富岡町の広報紙に経済産業省賠償の担当の室長という名前あるいは大臣の名前でこの文言の修正についての中身をそこに付記したらどうかと。一つの案ですよ。あるいは、タブレットのほうのそういう発信も必要でしょうけれどもね。いろいろこれはやるべきかなって思っています。いかがなものでしょうか。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

このことについては、ただいま町長からあったように議会のほうともすり合わせをして、経済産業省のほうに訂正文なり、そういうものを提出していただくかどう

かも協議をして決定していきたいと思います。

そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、これで既に公表している賠償基準から一部文言を変更し、その資料を他自治体での説明資料にした件についてを終わります。

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長の森本英雄さんにはここで退席をしていただきます。

暫時休議をいたします。

休 議 (午前10時59分)

---

再 開 (午前11時00分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

付議事件に入ります。付議事件1、要望活動についての経過と今後の対応についての件を議題といたします。

町長より説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） それでは、付議事件1、さらに2について一括で報告を、あとご相談をさせていただきたいと思います。

まず、要望活動についての経過と今後の対応でございます。これにつきましては我々は賠償が片づかないうちはほかの問題については前進できないという、そういう考え方でいましたが、この間要望活動のときもございました、あるいはその以前の10月10日の増子政調会長代行との15日の要望活動の打ち合わせの中でも、賠償と区域再編を切り離して進めさせていただきたいという政府と党あるいは国の関係省庁の要請があるのだけれども、これについて何とかご理解いただきたいと、だからといってこの賠償が滞るとか、あるいはマイナスになるようなことは絶対しないと、そういう話でございました。要望活動のときにもそのような話一部ございましたけれども、その後長浜環境大臣、挨拶にお見えになりましたけれども、そのときにも区域再編と賠償とは切り離してぜひやらせていただきたいと、これがいわゆるイン

フラ、除染、これを早くして進めることによって、5年は当然かかるでしょうけれども、とにかく一日も早くそういう環境づくりをする努力をさせてくれませんかというお話をございました。その後、当然これ新聞にも出ていましたが、松宮経産副大臣、今現地本部長に就任しまして、就任の挨拶の中でいろいろお話をお互いにしましたけれども、その中でもやはり同じくこの賠償と区域再編について何とか切り離して進めさせていただけませんかというお話が出ました。これについては、私はいろいろ話がございます、当然それについては私も検討しなければなりませんけれども、一存はできませんので、議会とよく相談しながら今後これについては対応策を決めていきたいというお話をさせていただいたところでございます。その後、事務方のトップである現地対策本部の次長である熊谷審議官とも先週の水曜日にお会いして、ちょっと1時間半ほどいろいろこの協議について話ししました。その中ににおいて、まず政府、国のはうで賠償はその後どの程度まで進んでいるのだと、とにかく中身を教えてくれと。そしたら、一生懸命今頑張っているが、ただこれは隣接の町村との関係もあって今非常に苦慮している、富岡町……これは、増子政調会長代行とも今から1週間前ですか、これ最新の情報です。経済産業省の菅原局長という方、これはここにかかわっている責任者でもあるのですが、富岡のこの今の賠償については理解していると、本当であれば対応すぐしたいのだけれども、隣接の町村が手を挙げて、それでどういうふうなすみ分けをしていいか、それで今非常に苦慮しているのだと。これが今の現状です。熊谷審議官からもその同じような話はございました。しかし、区域再編をしながらいろいろと協議をさせていただきたい、当然これは町の執行部との協議も今後区域再編はしなければなりませんし、それでそのほか議会とも十分に協議させて、この賠償と区域再編、賠償に決してマイナスにならない、滞ることにならないような条件の中でぜひ区域再編についての協議に入らせていただけませんかというのが今までの現状です。あと大玉の仮設住宅でも先週調整懇談会いたしました。その中でも、かなりやはり区域見直し、再編についていつやるのだという多くの町民からの要望が出ています。これについても、当然私どもはしっかり議会と相談して、賠償にマイナス生じないような中での条件であれば当然これは進めなければならないということも含めていろいろ回答を出したわ

けであります、今後この件についての対応が、これについてのひとつ慎重審議をお願いしたいと思います。

それから、もう一つは、当然このインフラのほかに除染を進めなければなりません。除染を進める上で、各事前調査の家屋のモニタリング調査、これをぜひやらせていただかないと来年度の本格除染に入れないというような環境省の要請がありました。これについては、きょうは環境省の森谷チーム長が来ておりまして、あと説明はさせますが、この2点について差し当たってひとつ皆さんのご協議をさせていただきながら、方針、方向づけ、そしてまた我々と一緒に同じ考え方で進めていきたいと思っていますので、まずよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより議員の皆さんよりご意見をいただきたいと思います。ありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今町長が言った区域割り、区域の再編見直し、これは私賛成です。早くやるべきというか、町長は7月の段階でプレス発表、年内にということで、私も当然年内にはもう発表するものだと思っていましたし、やはり総理大臣が、一律賠償を最終的に決定するのは総理大臣だと、そういうことで国は逃げていますけれども、やはりこれから除染で仮置きとか中間とか、あと最終処分場とか、もし一律賠償をのんでくれない場合にはそっちのほうが滞るということで、まず区域割りの件とは別に考えるべきかなって私は思うので、新聞によると年明けなんていう言葉もちらっと出ましたけれども、7月の段階では年内に言っているので、できるだけ年内を目指して区域割りをすべきだと思うし、あと以前除染課長のほうから案が2つほど出していましたけれども、あの先滞っているので、早く示してもらいたいと。私は、南1丁目、2丁目と新町とちょっと誤解していたところもあるので、早目に示してもらえれば前に進むことは全然やぶさかではないと、そのように考えています。

あと今インフラの後に除染が来る、インフラだけでなくて除染の調査をさせてく

れと。以前町長のほうから困難区域の除染、夜の森公園の話なのですけれども、私はやはり国のほうでは困難区域は5年間除染しないと、自然減衰を待つと、そういった話があるものですから、やはり困難区域の除染はちょっともう少し、低線量被曝とかいろいろ住民健康及び除染の作業員の被曝のほうまで考えれば今すぐ除染に入るべきではないと。調査するのは構わないと。

そういうことで、今町長が言った区域再編は、私は個人的に賛成します。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 区域再編ですが、私は基本的に区域再編は反対はするつもりありませんが、区域再編しないことによっていろんなしづ寄せが出てきている部分もあるのです。先ほどちょっとと言いましたが、議会のせいにされている部分も随分出てきている。勘違いだとは思うのですが。

あとは、もう1年7ヶ月、2年に近づこうとしている中、やっぱりいろんな部分で商工業、我々、建設業の人たちも今前に進もうとして頑張っているのです。そういう中で、町長聞いているかどうかわからないですが、今回グループ補助金が出てきたのです。1回目はもう終わって2回目のグループ補助金で、今度2社以上ということ出てきたのですが、富岡、大熊、双葉、浪江が除外されているのです。これは何でかというと、避難解除していないから、除外だよと、あなたの町には入れないのだから、グループ補助金出して機械とかいろんなもの設備しても意味ないでしょうと、そういうひどい話が出てきているのですよ、町長。聞いていないですか。産業振興課長、どうなっているのですか。そういう問題きっちと報告して、きっちとしてもらわないで。そういういろんな面が出てきているから、私は反対する気はないですが、やっぱり区域割り再編、あと放射能の測定をのんでいけば一律補償という問題はかなり厳しくなっていくということを踏まえなければならないのかなと思いますので、その辺をしっかり踏まえてやるのであれば、私は反対はいたしません。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） そのグループ補助の話は前から私もよく承知していますけ

れども、この警戒区域地域はだめだよというような話は今初めて聞きました。あり得ないと思うのですよ。私も、現実にそれだとすれば……

〔何事か言う人あり〕

○町長（遠藤勝也君） 実は……ちょっと聞いてください。

○議長（宮本皓一君） 静かにして。

○町長（遠藤勝也君） 町内のある会社が郡外に事務所を張りたいということで、複数、2社以上であれば何とかなりますよということで、中小企業庁長官と私非常に、10年以上のおつき合いで、今の長官ですよ、電話したらすぐ経営支援部長をよこしたのです。いろいろなこういうアドバイスを受けたのですが、もう一社見つけてくればすぐやりますよという話もありました。ただ、残念ながらそれがなくて。ただ、こっちの、うちのほうの産業振興課にあれば、まだ私のほうに情報がなかつたかもわかりませんけれども、もしあれば即私のほうでこれ確認して、この仕事についてはすぐ対応したいと思っています。それだけの自信はございますから。現実にそれは富岡、大熊、双葉、浪江もですか、これはもしグループ補助の対象にならないといったのは、こんなの、ちょっと私今までの経過を聞いていて、かかわってきていて絶対ないと思います。これは明らかに誤解だと思います。もし真実だと言われれば教えてください。私直接中小企業長官のほうにすぐ。ホットラインつくっていますから。今度経営担当の部長になった方は、守本、前の賠償の支援室長。今森本でなくて守本、この方が担当のトップなのです。部長になっていますから。この間私会ってきましたけれども。だから、そんなことない。きょう終わったら早速電話で私確認しますけれども、その辺ひとつ。もしそういうことあったら、私のほうにもそういう情報を教えてくれませんか。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） そういったことで、国はとにかく私はもう信用できないと思っていますので、今言ったとおりやるのであれば当然もう一律賠償なんか吹っ飛んでしまうのがもう目に見えているのかなと思います。

あと今町長から答弁いただきましたが、グループ補助金、今回出たのは商工会が窓口ですよね。それは現実そうなのです。産業振興課長、答えてください。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（三瓶保重君） 今回のグループ補助金については、富岡町で再開する場合、警戒区域なので、認められないというということで、区域を再編すれば、それはそれなりの普通の通常のグループ補助金で対応できますという意見を聞いています。

それで、ちょっと町長に文書で報告したのですが、県のほうにはこれが解除されれば予算上の措置は早目にしてくださいというお話はしております。それが現状で、申しわけございません。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 解除しなければ認めないとということですので、逆に人質にとっていると同じなのですね。そんなばかな話、国の政策でありますか。県の政策でありますか。それは、商工会にも強く言っていますし、振興課長とも話して、これはこんなのではないいち早く4町のトップがそろって行くべきだろと、そういうことまで言っているのです、私。そんなことやる国なんか全然信用できません。その辺を十分踏まえていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 富岡町町内ということは今の状況ではあり得ないのが当然ですが、私考えているのは町外で、いわゆる郡山であれあるいはいわき市であれ、そういうところにはいつでも複数、2社以上がまとまれば対応するということですから、今現在も。そういうことで理解してよろしいですか。

○11番（渡辺三男君） 全然違うのだ。富岡町の業者だめだということなのです。そういう説明でしょう、みんな。

○町長（遠藤勝也君） 富岡町の業者プラス大熊でもどこでも、2社以上が組めば県内どこでも、要するに復興のため、双葉郡のいろいろな関連した仕事にかかわる人であれば、県内どこでも事務所を構えればグループ補助対象になるのです。この辺はひとつ理解してください。直接私勉強したのですから。

だから、そういう形であるとなれば、もう一度認識を変えていただいて、我々としても努力しますから、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） それ商工会の指導でもだめだと言っているのです。

〔「いや、そんなことない」と言う人あり〕

○11番（渡辺三男君） いや、だめだと言っているのですよ、実際。だから、今町長言った説明であれば理解はできるのです。実際産業振興課窓口ですけれども、実際の窓口は商工会になっていますよね。商工会でだめだと言っているのです。何社からも、いや、だめなんだって、何で、そんなのおかしいのではないのという話も来ているのです。とすれば、窓口の産業振興課の説明が悪いか、だと思うのですが、どうなのですか。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（三瓶保重君） 説明的には、今町長おっしゃられたとおり町内の業者、大熊でも警戒区域外で2社以上とか、そういうグループでやればできますという話です。ただ、募集条件に期間というのがありますと、年がら年中期間全部やっていなくて、ある程度申請まとったらこの時期というのを期間を区切って募集をしていますので、もしかしてその時期のときにはだめだという話の可能性はあります。ちょっとそれも私のはうから要請あればご説明したいと思います。

○議長（宮本皓一君） では、2番、早川恒久君。

〔「休憩して……」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、暫時休議します。

休 議 (午前11時19分)

---

再 開 (午前11時29分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終わります。

これをもちまして、付議事件1、要望活動についての経過と今後の対応について

の件を終わります。

議員の皆さんにお諮りいたします。ただいま町長より説明がありました富岡町における除染、廃棄物に係る準備作業のうち除染に係る事前調査の件について、本日環境省より説明のために担当者がおいでになり、待機しておりますので、ここで順序を変更し、説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように決します。

暫時休議をします。

休 議 (午前11時30分)

---

再 開 (午前11時35分)

〔これより3番遠藤一善議員欠席〕

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

3番議員が早退いたしました。

付議事件2、富岡町における除染・廃棄物処理に係る準備作業についての件を議題といたします。

まず、福島環境再生事務所除染推進チーム長、森谷賢さんよりご挨拶をいただき、その後本日ご出席いただきました皆さんに簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

なお、議員の皆様に申し上げます。本日環境省からの出席者はお手元に配付させていただきました名簿のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

それでは、森谷除染推進チーム長、お願ひいたします。

森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 皆さん、こんにちは。今議長よりご紹介いただきました環境省福島環境再生事務所で除染推進チーム長を務めております森谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうは、去る8月後半に除染について、そして廃棄物処理についてお話しさせ

ていただきましたけれども、本日は除染を進めるに当たって必要となる事前調査についてお話しさせてもらいたいと思います。改めて発災以来仮設住宅にお住まいなどでご不便、ご不自由をおかけ、そしてまた大変なご心労の中で生活されている皆様におわびとお見舞い申し上げたいと思います。私ども、この除染を進めることによって少しでも帰還に向けて道のりを進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） それでは、黒澤さん、自己紹介をお願いします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） 皆様、おはようございます。日ごろから大変お世話になっております。私、同じく環境省の県中・県南の支所長を担当しております黒澤と申します。除染等これから具体的な作業に入ってきた場合、私どものほうでいろんなことを担当させていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（松永暁道君） 福島環境再生事務所で富岡町を担当させていただいております松永です。よろしくお願ひします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（近藤慎吾君） 同じく近藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、除染に係る事前調査の件について、森谷除染推進チーム長より説明を求めます。

森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） お手元に富岡町における除染・廃棄物処理に係る準備作業についてという表題の資料ございます。表題はこのとおりなのですが、きょうはこの中の除染に関する事前調査についてお話しさせてもらいたいと思います。

1枚めくっていただきますと、事前モニタリング調査というものがございます。これまで富岡……

○議長（宮本皓一君） 森谷さん、着座のままで結構です。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） どうもありがとうございます

ございます。

これまで富岡町におきましては重要なインフラを復旧させる、そして本格除染の際の拠点をつくるという目的として、町役場を初め、何ヵ所か先行の除染を進めております。現在では、スポーツセンターや浄化センターなどを除染作業中でございますが、今後富岡町のみならずほかの町にも関係ありますけれども、常磐自動車道の除染を進めていくこととしていまして、現在はそういう状況にあるということを改めて申し上げた次第です。

そして、もう1枚めくっていただきますと、8月の後半にお話し申し上げたことでもありましたが、私どもとしては今年度、来年度にかけては20ミリシーベルト未満の地域について、そこにある住居など、農用地、それから住居等近隣の森林について25年度内の完了を目指した除染を行いたいという考え方でございます。26年度以降につきましては、長期的目標の追加被曝線量の1ミリシーベルト、これを目指して、25年度までの除染の結果を点検、評価して必要な計画を見直した上で適切な措置を講ずるという考え方でございます。

なお、50ミリシーベルトを超える地域につきましては、今後その26年度以降において復興、帰還に向けての取り組みがいろいろされていくと思いますけれども、その取り組みと整合を図ったそれぞれの帰還時期に応じた除染を行う考え方でございます。当面はモデル事業を実施することを検討してございます。

その次のページ、ここからがきょうの細かな説明に入るところでございますが、除染を行うためには実際に住居等、その他除染を行いたいという対象のところでどういう空間線量になっているのかといったこと、それから建物、土地等の状況を調査した上で除染作業にかかるという必要がございます。そこで、今後私ども思っていますのはこういった調査を行うために、5ページにありますが、郵便ポストが載っていますけれども、建物や土地などを所有されている関係人の方に立ち入りをさせていただいて調査を行いたいというご案内を差し上げられてあると思っております。今案として考えているのが、お手元にあると思いますが、富岡町民の皆さんへというといったこのお知らせ文でございます。1枚目が町長の名前の文書でございますが、2枚目が環境省の名前の文書でございます。その裏に今ご説明申し上げて

いる事前調査の工程を絵にしたものにつけてございます。最後は封筒でございます。もとの5ページに戻らせていただきますと、調査の内容につきましては、放射線モニタリング調査でございますから、敷地の中の調査を行うということでございます。その他屋根の状況であるとかも含め、建物の損壊箇所などを、どこがもう既に損壊しているかといったことを記録し、可能な限りどの範囲を除染するかということを決めていきたいと思いますし、また除染に伴ってどの程度の廃棄物が、廃棄物等ですから、土壤なども出てくるかということを把握することが目的でございます。これが町のそれぞれのお宅について調査結果が出たら、それを踏まえてそれぞれの皆様方の家、庭、それからその周りに木が生えているとすれば落ち葉除去などを行いますけれども、どういったことを除染するかということ、それぞれに関係人お一人ずつに同意書案をつくらせていただきます。これを関係人の方にお渡しし、お見せし、ご説明した上でこのような除染をさせていただくことで同意していただけますかということを私ども環境省のほうがこの担当の業者と一緒にになって進めたいということでございます。同意をいただくに当たっては、現場を確認していただく必要があろうと思いますので、大変お手数でございますが、おうちであればそのおうちのところで立ち会いを、所有者の方と一緒にになって確認作業をするということになります。ここが済みますと、私ども同意いただいた内容に従って除染を行うということになりますし、その結果についても当初どれくらいの線量レベルだったものがどのくらいまで下げるができましたといったことを含めてご報告をしたいと思っております。

6ページに今私申し上げたことを改めて文字にしておりますけれども、線量レベルの高い年間50ミリシーベルトを超えるところは今回は、申しわけありませんが、そこは対象ではなくて、50ミリシーベルト未満の宅地や農地、道路、森林等において敷地立ち入りで調査をさせてもらいたいと思っていまして、今の見込みでは町内全域で約5万2,000点の放射能レベルの測定を行うということになると思っております。土地、建物の状況調査は先ほど申し上げとおりでございますが、改めてこの下の星印、この6ページの星印見ていただきたいと思いますが、家屋、家の中の建物に入ることはいたしません。あくまで建物の外での調査でございます。それから、

調査員は身分を明らかにするために身分証明書を携行いたしますし、それとわかる、そういう者であることがわかる腕章を着用いたします。

そこで、7ページ目に移らせていただきたいと思いますが、7ページ目に事前モニタリング調査の進捗状況とございます。実は公的な施設、道路などもそうなのですけれども、その調査はこの7月から受託業者、鹿島建設とあるとおり鹿島建設に調査を進めてきておりまして、こういった公的な施設につきましては10月中に調査を完了する見込みでございます。一方、この調査発注は来年3月までといたしているわけでして、それは今申し上げているように民家等の調査をこれからさせていただきたいなと考えている次第でございますが、これについては議会、それから町それぞれご判断していただく必要があると考えているわけです。現在申し上げたいことは、このところに実施すると、実施できると判断した場合と現段階ではできないといった2通り、それぞれ判断した場合どうなるかということを書いてありますけれども、実施できる、実施させていただけるということであれば、2週間程度はかかるとは思いますけれども、調査の概要と協力のお願いについて先ほどもお見せいたしましたこの案内状でご案内させていただきたいと思いますし、それをもって調査を開始させていただきたいと思っております。一方、現段階では進むことができないということでありますと、私ども先ほど申し上げたとおり事業発注しておりますので、この契約を解除をするとか、または一時停止、休止するということ、措置をとらないといけないということになります。しかし、そうはいってもいずれ作業に着手ができるといったときには作業は進めるわけですけれども、再び契約を結ぶと、必要な作業員を手配するということのために、そういう判断ができても二、三ヶ月必要になろうかと思っている次第です。

それで、8ページ、9ページに同じ体裁のスケジュールがございます。これは、今申し上げた、今進めさせていただけるといった場合と多少それがいろんな問題があって進められないといったしばし停止しないといけないといった場合2つに分けて、2案時間の間隔をわかっていただくために表をつくっております。今事前調査を進められるということになりますと、この11月ぐらいからかけて具体的に事前モニタリングを行うと、事前調査を行うと、そして同意を取得をするとか、それから

除染の工事を行うといった契約手続その他を進め、最短では25年度明けには早々には除染工事へ着手できるであろうと思っておりますが、一方で仮に2ページ、その9ページに書いたような24年中、ことしの中ではこの事前調査を進めるということが結論が得られないということになりますとその分だけおくれますし、改めて作業員の確保を二、三ヶ月かけてしなくてはいけないということで、その場合には除染工事への着手は最短で25年度の下半期になると予想されます。こういうことになりますと、除染作業進んでいる他の市町村から見ると、富岡町における着手が約半年おくれるということになると思いますので、私どもとしてはぜひきょうご議論いただいてこの事前調査については進めさせていただくと、進めることについてご了承、ご了解いただければまことに幸いである次第でございます。もちろん今後各種こういった調査や除染工事を行うに当たってはいろんな方たちが現場に入っていくことになると思います。作業員ということではもちろん被曝の線量管理といいますか、線量管理はもちろんきちんと除染に当たっての電離則に従ってさせてもらいたいと思っておりますし、そういうことについては万全を期していきたいと思っている次第です。

以上、簡単ではありますけれども、事前調査の狙いとどの程度の期間にわたって行うかということを中心としてお話をさせてもらいました。どうもありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 今結局的にはわかったのですが、理解したのですが、例えばその建物がもう地震である程度崩壊して、もう相当線量が雨漏りで入っていると、もう取り壊さなければだめだというような建物については、この時点でもう取り壊ししていただけるのか、それとも、いや、その取り壊しはその後に取り壊しますとか国のほうで取り壊すとか、それとも個人で壊すとか何かとか、その辺のことをはつきりと。相当富岡には、恐らく30棟、40棟ぐらいはこの不可能な、除染しても使えない建物がもっと、物すごく多いと思うのですよね。もっと多いと思います。も

うそういう場合に、そういう建物を残されると環境的にも悪いし、除染の効果も上がらないし、その辺のことはどういうふうに考えられているのかどうか。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 今議員からご指摘の点は、私どもも懸案と思っております。24、25年度については、今申し上げた調査で通常の除染作業をさせていただきたいと思いますが、それでは、その調査でもわかると思いますけれども、大変損壊が激しいとか室内の汚染もこれは懸念されるというものについては、私ども今考えていますのは26年度以降に具体的な措置を講じたいと思っているのですけれども、そのときにしからばその費用をどうするか、取り壊しの費用をどうするかというのを東電、東京電力に対する求償を通じて行うかというようなことを中心に今検討しておりますけれども、それについては早急に26年度以降の措置として明らかにさせていただきたいなと思っております。富岡町以外でも同様なことをご指摘いただいているので、この福島の直轄区域における全体の大変重要なことであると思います。24、25年度については、通常の拭き取りとか表土剥ぎとか、それから落ち葉かきとか枝払いと、そういったことをさせていただきますが、今回の事前調査で各おうちの状況というのは十分わかると思いますので、今後その通常の除染では対応できないおうちはどこであるかということをしっかりと把握させていただきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） ということは、除染でも対応できないという、事前調査でわかれば契約手続とか合意とかいう話、同意しなくとも構わないのですよね。26年度以降にその問題を先送りしてどうするかというのまだ決まっていないのですから、同意して除染しても全く、余計使えなくなるような状態になりますから、除染しないでそのまま先送りするというような解釈でよろしいのですか。

○議長（宮本皓一君） はい、意見を。

除染推進チーム長、森谷さん。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） これまでの他の町村の例でございますと、家の周りを調べた結果ここは通常の除染でできますと、このやり方でよろしいですかということをお諮りするわけです。所有者の方に。わか

りました、それで結構ですよというのもありますし、調べた結果おうちの中の全部ではないにしろ、ここは屋根が壊れていますとか壁が壊れていますということで、とりあえずはそこは我々の言っている除染はできませんということを確認し合うものもあります。そういうもののさまざまに各所有者ごとに出てくるのですけれども、今議員からお話のあったのは通常の除染ができない、それを残しておくと周りにも線量の影響があるであろうというご指摘であると思いますけれども、それについて具体的にどうするかと。取り壊し、解体、さまざまな手だけはあると思うのですけれども、費用負担のところを具体的にどうするかを今詰めているところでございますが、そういうものの扱いというのは26年度以降に具体的にさせていただくということになると思います。個別にさまざまにおうちの状況はまちまちでございますので、そこはきめ細かくさせていただきたいなと思っております。

○9番（黒沢英男君）　　はい、了解。

○議長（宮本皓一君）　　ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君）　　何点かちょっと質問させてください。

この資料の4ページ、本格除染は当面2年間。2年間で除染をするけれども、1ミリシーベルト以下になるまで徹底して除染するのかどうか。これが1点。

あとは帰還困難区域、50ミリ超、これは26年度以降除染を行いますとあるのですけれども、以前は5年間自然減衰を待つという方針ではなかったのですか。もう26年からこの困難区域も除染始めるのですか。

3点目は、このマップ、マップで6月28と3月31というのあるのだけれども、いつまでこの線量の計算方式、暫定で使っている計算方式、これをいつまで使うのか。今度原子力規制庁、そういうところが変わったので、そういうところの意見。あとは国際標準はどうなっているのか。そういうものを環境省は採用する考えがあるのかどうか。

この3点ちょっと聞かせてください。

○議長（宮本皓一君）　　森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷　賢君）　　まず、1ミリシーベルト

ベルトについてのご質問でございます。

私ども、20ミリシーベルトを超える区域についてはそれ以下になるように除染を当面進めさせたいと思いますが、長期的なこの追加被曝線量が1ミリシーベルトという目標は掲げて、この目指した対策をとっていく考えでございます。24、25年度の中で得られた結果を踏まえて、26年度以降どのような措置をとるかということについては、富岡町における実施計画というものを今後つくっていくわけですけれども、26年度以降にその計画を見直した上で対応してまいりたいと思っています。ただ、年間1ミリシーベルトの追加被曝線量ということにつきましては、その達成に大変長期の時間を要する可能性がございますので、それぞれの地域ごとの線量レベルに応じてどこまで年間1ミリシーベルトの追加被曝線量に持っていくかというのは差が各地域、富岡町の中でもいろいろ差が出てこざるを得ないのではないかと思っておりまして、その点のご理解を頂戴できればと思います。

それから、50ミリシーベルトを超える地域につきましては、当初私どもはここについてはモデル事業を行って線量管理も徹底しながら、どのようにしていけば高い線量における区域の線量を低減できるかということを検討したいというふうに思っておったわけですけれども、とはいえそういった区域の中に大変復興等において、帰還において重要な地域が多々ございます。そこで、26年度以降において、私どもとしてはあくまで帰還とか復興の取り組みとの整合をとった上でということでございますけれども、その整合をとって帰還時期を見据えて、それに必要な除染を行いたいと思います。これは26年度以降ということでございますので、それが26年度に、ここで言っていることが26年度になるか7年度になるかということにつきましては今後十分復興、帰還に係る取り組みと調整をしないといけないと思っておりますがまずはモデル事業、そしてその後は復興、帰還に係る取り組みと整合をとった除染を進めたいと思っております。

それから、航空機モニタリング、航空機による測定から線量分布をこのように各暫定方式と議員のほうからおっしゃられた件なのですけれども、私ども申しわけありません、環境省でございますけれども、直接どのような方式をするかというと私自身が直接担当していないので、責任ある答弁は今回できないことを申しわけない

と思います。先回のたしか8月の全員協議会でも同様のご指摘もいただいたと思っておりますので、引き続きこれはこの航空機モニタリングを行い、また線量分布を作成している主体に今のご紹介やらご指摘をお伝え申し上げたいと思います。申しわけありません、その暫定方式と言われるものについていつまでかということについて今お答えできないのは、申しわけありませんが、ご理解いただけたらと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 長期的目標1ミリシーベルト以下ってあるのだけれども、私が聞きたかったのは1ミリシーベルトになるまで何回でも、いつまでも除染を続けるのかどうか。2年で終わってしまって、あとは自然減衰を黙って1ミリになるまで見ているのかどうか。その辺を質問したかったわけで。

あとこのマップの件は、きょう環境省の説明で来て環境省がこれを配っているわけだから、私知りませんでは済まない。環境省がこれに応じてやるわけだから。だから、よそで発表しているものだって言わないで、こういうものを持ってきて説明するときにはある程度責任を持ってこういう区域はこういう線量ですよと、そういうふうに言ってくださいよ。こんな縦割り行政の弊害みたいなこと言わないで。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 皆さんに配付したマップについては、これは町のほうでつくって、皆さんに情報の共有化ということで知ってもらおうということで今回配付いたしました。3月31日現在付と6月28日に航空モニタリングは飛びましたが、10月の初めにこういうふうに線量の比較ができましたよということで、あえてこういうふうな、皆さんに情報の共有化をしていただくということで今回配付した資料でございます。

それで、国は10月末からもう一回第2回目の第6次航空機モニタリングを実施しますということで、情報の共有化をしようということで今回この図面を提出したわけでございます。環境省さんが持ってきた図面の資料の中ではございませんので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） では、課長にちょっとお願ひします。

というのは、その暫定のときに使った4割カットのでこれ示されているので、10月には国のはうでその4割カットを使わない地図を作成してくださいと、そのようにお願ひしてください。いつまでもこんな低線量に、40%カットした地図ではなくて正式なやつ、24時間、365を掛けたやつの線量マップを作成するようにお願いしてください、課長。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 国のはうでやるものですから、一応町としての要望といたしましてはこちらのはうにそういうふうにしていただけませんかということでお望はいたします。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 先ほどの質問について。

森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 質問の意図を十分理解せず、申しわけありませんでした。

追加被曝線量が1ミリシーベルト以下になることを目指してのさまざまな措置については、従来の除染の方式を26年度以降も例えば再汚染の可能性があったということで再び同じように繰り返すのか、それともこれまで大変大きな面積を占めているので、難しいと思われている森林について新たな除染をするのか、さまざまなことを考えていかないといけないと思っておりまして、その中には場所によっては通常の除染を行ったとしてもパッチテストなどを行って、これ以上下がらないと、どうやっても下がらないという、がしかし相当程度空間線量が下がっているということについて、申しわけないけれども、自然減衰を考えざるを得ないというさまざまなやり方が出てくると思っております。私ども、これまでの除染の方法に限定せずにどのようにしたらいいかということは、新たな除染技術の検討結果も踏まえて、除染技術が使えるものがあれば除染技術を使うということで、線量や場所や除染対象に応じてさまざまなことを講じていかないといけないと思っています。それを明確にまだお示しできていないので、適切な措置ということで申し上げておりますけ

れども、私どもはそのように考えて、さまざまな手段を通じて線量を下げて、長期的には追加被曝線量が1ミリシーベルトになるということを目指すように頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 議長にお願いなのだけれども、私が質問したのは1ミリになるまでとことんやるのかって質問したのだけれども、ちょっと答えになつていないものだから、この答えをちょっと。それでないと3回超えてしまうので。

○議長（宮本皓一君） 今それらしきことはお話ししたのですが。

先ほど4番、安藤議員からお聞きされたことは、1ミリにならなければ1ミリになるまで何回でも除染するのか、それともそれが自然減衰するまで放置するのかということを言わわれていますから、それについても明確な答弁をお願いします。

森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 環境省としては、現在いつ達成するかということを明確に申し上げられないのですが、追加被曝線量ですけれども、1ミリシーベルトに向けて除染その他の必要な措置を進めてまいります。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） これ当面2年間って書かれているのだけれども、2年間で目標達成しなければ何年かかってもやるのですかと。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 26年度以降と書いてあって、私どもの整理としては24、25年度内に達成が1ミリシーベルト難しいという地域も多数出てくると思いますが、そういったところは長期に時間をかけて追加被曝線量が1ミリシーベルト以下になるということを目指して除染等の措置、除染その他の措置を講じてまいりたいと思っています。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） この中の資料の……

○議長（宮本皓一君） マイクをお使いください。

○5番（宇佐神幸一君） 済みません。この中の資料の7ページの事前モニタリング調査の中の業者が選定してあるのですが、この鹿島建設、業者、この選定した理由というか、富岡はこの鹿島なのだけれどもというのか、それとも今回全体的な調査は鹿島がとっているのか。

それとあと、これから調査が終わって本格的に除染になった場合、基本的にこのようなゼネコンと言われている鹿島建設さんとか、そういう大きい業者さんが主体となってくると思うのですが、地元の業者もやっぱりそれに、郷土をきれいにしたいという心で除染をしたいと思うのですが、地元の業者も含めてこれから対応はどう考えていくのでしょうか。この調査も含めてなのですが。

○議長（宮本皓一君） 黒澤支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） 県中支所長の黒澤でございます。

ただいまのご質問ですけれども、ご案内のとおり我々やる公共事業につきましては、工事の規模、内容、そういうものにつきまして、まずどういう業者の方ができるだろうかというのを想定しまして、そういうことが技術的に、またあるいは経済的に可能であろうという業者さんにつきましては、現在一般的には総合評価落札方式ということで技術的な提案、または落札するときの金額、入札のときの金額ですね、その両者を総合的に勘案して業者さんを選定しております。したがって、今回につきましても、いろんな調査であるとか工事なんかについても、除染事業についても大きいものもあれば小さいものもあるというふうに思いますけれども、それぞれに応じてそういう中でなるべく競争性を持って、いろんな方からのチャンスがあって、その中で選べるようにというふうに考えております。

それから、もう一つ、当然これはそういうことで業者選定はやらせていただくのですけれども、そういう中にあっては私どもとしましても当然地元の方たちの雇用、こういうものについて配慮しなければいけないというふうに考えておりますので、もし例えば大手さんがとったにしてもその中で関連業者さんとして入られるとか、あるいは現実にもう既に始まっているところでもあるのですけれども、作業員の

方として多くの方、現地の方に入っていただくと、またその現地の方に入っていただいて、そういうところでやつていただくのが一番こういう除染という非常に細かなものに関しては効率的にいくのではないかというふうにも考えておりますので、できる限り実情をご存じの地元の方に入っていただきたいなというふうに思つてゐるところでございます。

〔「ちょっと補足。済みません」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 念のためですけれども、先ほどスケジュールの中で今後同意取得とか除染工事とかと申し上げましたそれは、今後発注し、それぞれ契約しますから、今鹿島建設さんの名前出ているのは現在は事前モニタリング等の調査をしているという、そこを受注しているということでございます。

それから、では鹿島建設が全県全部やつてゐるかというと、それもございません。それぞれ町ごとに発注を行つて、総合評価を行つて、競争性を持って業者を決めさせていただくと、こういうことになるところでございます。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 今の説明を大体理解できたのですが、できれば私としては今後、やっぱり地元の方たちのほうが認識をわかっていると思うのです、郷土のも含めて、各家の状態は別として、やっぱりそういう方の意見を聞きながら、また強くそういう方の雇用をとつていただくということと、やっぱりそういう面で計画を立てていただこうことを十分考慮していただきたいと思っております。

以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） そのほかありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） この除染をするときに、建物、屋敷内とか、もしくは建物の近辺に例えば稻わらが以前のものが放置されているとか、それから木材があるとかいうことが考えられるはずなのですね。そうした場合に、その取り扱いはど

うなるのかということと、それから建物がある程度、程度はいろいろあると思うのですけれども、損壊している場合の除染方法で今現在屋根瓦の汚染を拭き取るというような、私から言わせてもらえばほとんど無意味なことをやっていると思うのですけれども、あくまでもそのようなぬれウエスで拭き取るという程度のものしかやらないのか。その辺を含めて、ではこの除染方法というか、除染の同意云々というときに、家主のほうと環境省のほう、除染チームですか、と意見が合わなかった場合にはどうするのかをお尋ねします。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 1点目の家の周りの稻わら、木材というお話は、それがもう長年ずっと放置になっているので、それを何らかの形で片づけるということ、片づけるといいますか、処分するということを念頭に置いてのご質問かと思ったのですが、そういうことでよろしいですか。

私ども、これは富岡町の中はいわゆる対策地域内というところですので、廃棄物処理をしていかなくてはいけません。その所有者の方がこれを処分してもらいたいということであれば、そういったお話が現場で立ち会いしたときには出てくると想定しております。ただし、具体的にその稻わら、木材等の廃棄物処理ということになりますと、仮置き場をそのためにまた設定するとか、場合によっては焼却施設というものが必要となってくるので、そのための廃棄物処理の仕組みをつくらないといけないということに今なっております。私ども、廃棄物の処分は国の責任でさせていただくということにはなっているのですが、現状現場でどういったものが残置されていて、それが処分が必要かといったようなことも今回の調査の中で把握していきたいと思っておりますが、具体的な処分につきましてはまた改めてその処分方式、仕組みを具体的に案ができたところでお話しさせてもらいたいと思います。

それから、瓦の拭き取りの件ですが、さまざまな種類の瓦があって、拭き取りで効果のあるものと効果の非常に小さいもの、また瓦が乗っている屋根が損壊しているところとさまざまな状況があると思っております。そういったことを踏まえて、私ども今回の除染の同意をとるときに当たっては、お宅の屋根のこの瓦についてはこのような除染作業をさせていただきたいという具体的なものを示せる場合にはお

示しして了解をとりたいと思っておりますけれども、もし所有者の方がそれでは同意できないと、不十分だといったような観点から同意できないということでございましたら、私ども直ちに今できることはこういうことですけれども、もしもそのようにお考えであればという、そういう何らかのやりとりを何度かさせていただきたいと思っておりまして、我々の立場からすると今回除染同意をいただけないと、当該瓦の拭き取りについてできないということになると、それは同意を得て初めて法律の除染ができることになりますので、しばしそのままの状態にさせていただかざるを得ないかなと思います。ただ、最初委員のほうからご質問のあった損壊している家屋であるとか、その他通常の除染ができないものはどうしたらいいのかということについて、それを放置する考えではなくて、時間はかかるのですが、26年度以降の具体的な措置を講じてまいりたいと思っていまして、その中には場合によつては解体でありますとか、そういうことの手段も今念頭にあるところでございますが、これについてはそういうことをするときの費用負担、東京電力に求償するといった方法があると思いますけれども、それについてより具体的なものを検討中でございますが、前回申し上げたとおりそれについては今まだお示しできておりませんけれども、私どもとしては今先ほど申し上げたような手段を講じて通常の除染ではなかなか難しいというところの対応を早急に固めていきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） ですから、屋外にある品物なのですけれども、たまたま先ほどちょっと2つの例を挙げたのですけれども、例えばそのほかに自転車であるとか農機具であるとか、エアコンの室外機とか、強いて言えば車もあるのですけれども、そういうものをやはり示していただきたいのですよね。今森谷さんの説明の中でも、その費用は東電に請求する方法もという話ありましたけれども、確かに方法としてはあるのでしょうかけれども、ご存じかどうかわかりませんけれども、今東電のほうはあれもこれも切ってきていますからね。それで、そうしますとあとをではどうするのだというのがわからなくなってしまうのですよね。ですから、本来ですともうそういうものを含めて国のほうでやってしまって、代執行みたいな感じ

で、当然請求するならする、しないのならしない、そういうふうにやっぱりこの避難している人間にはわかりやすいような形を示していただきたいのですけれども、いかがですか。

〔「ちょっと担当からまずお答えさせ」と言う人  
あり〕

○議長（宮本皓一君）　　はい、近藤さん。近藤室長補佐。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（近藤慎吾君）　今ご指摘のありました庭のごみの類いですけれども、確かにおっしゃるとおり自転車であるとか農機具であるとか、あと農業用の肥料とか稻わらとかいろいろなものがあると思うのです。ほかの自治体でも除染の絡みでそのようなものが、持っていってくれというふうなご指摘をよくいただいているところでございまして、ほかの自治体の例で言えば、除染の際にまず仕分けをします。これは要る、これは要らないというふうな仕分けを逐一その一つ一つの物品によってやると。同意の取得の際はそのような扱いをさせていただきまして、その後要るものは住民の方にお持ちいただくのですが、要らないものについてはとりあえず敷地の中に一時保管をさせていただいて、その後、今森谷のほうからご説明をさせていただきましたけれども、廃棄物の処理の仕組みをきちんと構築した後に、例えば仮置き場に持っていくとかそのまま処理施設に持っていくとか、こういうことを物品ごとにやはり決めていかないと、例えば車なんかはそのまま埋め立てることとかはできないものですから、それぞれの物品ごとに処理方式を決めまして、決まった段階で対応をさせていただくというふうなことを今考えているところでございます。

〔「1点」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　　はい。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷　賢君）　補足させていただきますが、放射性物質によるこの除染に係ることについては、国が言った予算を講じて、それを東京電力に求償ということになるわけですけれども、廃棄物処理の基本は、これは直轄区域の中は国の責任で行うということですので、その意味ではその部分について東京電力に求償ということにはこれはなりませんので、そこだけち

よつと念のために申し上げさせていただきたいと思います。

先ほどのお話で、放射性物質で汚れた瓦の拭き取りとか、そういう点では、それはセシウムを取り除くということなので、除染ということですから、その分はいずれ東京電力に求償ということに。除染廃棄物についてはそうでございますけれども、それ以外のものについては、それで……いいのですよね。

〔何事か言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 済みません、ちょっと確認いたします。

○議長（宮本皓一君） はい。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 済みません、私津波被害の廃棄物と勘違いして。申しわけありません。津波被害で出た災害廃棄物、それは東京電力もちろん求償の対象にはなりませんけれども、申しわけありません、今回東電の事故に伴って結果として不要ということでなってしまう自転車とか農機具、それも大もとの原因がありますので、東京電力へ求償するということになります。どうも申しわけありません、勘違いしておりました。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 今までの森谷さんを含めた説明ですと、24、25年度で除染して、26年度以降にそういうものの対応するというのですけれども、それ違うと思うのですよね。最初なかなか予定どおりいかないのでしょうけれども、3年間仮置きして、あとは中間貯蔵施設に持っていくよ、分別してね、物によっては、ベクレル数によっては、ということだったはずで、長い期間各家庭の庭とか何かに置く、それからとりあえず建物とか庭を除染しても今申し上げた幾つかの物品、そういうものが何にもしないでそのままそこに置いてあつたら除染した意味も薄れると思うのですよね。そんな後に持っていくのですか、そういうものを。その場で持っていくのですか。どうするのですか。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（近藤慎吾君） 今の庭のごみの、撤去の話だと思うのですけれども、それについては24年、25年でやらないというこ

とではなくて、これは例えば仮置き場が確保されて持っていく先がきちんとあるというふうな状態になり次第これは庭先から撤去させていただくと、このような扱いになるものと考えております。

○議長（宮本皓一君） わかったかい。

○12番（塚野芳美君） ある程度の物品を……全てオーケーなのですか、それとも。ある程度の物品の一覧表みたいな欲しいのですよね。やはり町民の人で気にしている人がいるのです。こういうものを持っていってもらえるのか。どうするのだ。処分する場所もないし。ですから、そういうのをどこかの時点で何かの資料と一緒にお示しいただきたいのですけれども、いかがでしょう。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（近藤慎吾君） ご指摘のとおりだと思っておりまして、仮置き場の容量などの問題もございますから、すべてのごみを一度に持っていくというのは無理かもしれませんけれども、仮置き場の容量に応じて可能な範囲でごみの撤去についても対応はさせていただきたいというふうに考えております。

○12番（塚野芳美君） 違うのだって。だから、それを何かの機会を捉えてそういう資料を、リストみたいの配ってくれと言ったの。対応するではなくて。

○議長（宮本皓一君） 言っている意味わかりますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、もう一度。的確にお願いします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（近藤慎吾君） 処分方法については、ご指摘のとおりお示しをしたいと考えております。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま森谷除染推進チーム長より説明をいただき、質疑を繰り返していただきましたが、議会としては執行部の考え方には同意し、除染に係る事前調査を進めていくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

除染に係る事前調査の件についてはそのように決します。

これをもちまして、富岡町における除染・廃棄物処理に係る準備作業についての件を終わります。

次に、付議事件3、その他の件を議題といたします。環境省の皆さんからございませんか。

森谷除染推進チーム長。

○環境省福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） きょうは事前調査のことでご了解をいただき、まことにありがとうございます。

これはまず第一歩でございまして、先ほどからご指摘の損壊されている家屋の扱いでありますとか残置している廃棄物の扱いと、まだまだたくさんの懸案がございますので、逐次それについてのどう進めていくかということをお話しできる機会にはまた改めてお話しさせてもらいたいと思いますし、当面は実はその仮置き場についてどうするかということも検討してございますので、また機会を得てお話しさせていただきたいなと思って、もちろん町のほうのご了解をいただいた上でのことございます。どうぞよろしくお願ひします。きょうは本当にどうもありがとうございます。

○議長（宮本皓一君） 議員の皆さんからありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 執行部からはありませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） はい。

〔「休議した中でちょっとお聞きしたいことある  
だけでも。休議して」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） はい。では、休議いたします。

休 議 (午後 零時32分)

再開 (午後 零時42分)

○議長 (宮本皓一君) 再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 (宮本皓一君) ないようですので、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

閉会 (午後 零時42分)